



西山法律事務所ニュースレター

長かった冬が過ぎて、待ちに待った春。昨今は花粉で悩まされる季節ともなった春ですが、暖かな日差しと美しい木々花々の色を楽しみたいですね。今回のニュースレターでは、皆様の身近な問題にまつわる知識をご紹介します。

遺言書と遺留分減殺請求権

■被相続人の死亡後によくあるトラブル

遺産分割を
めぐってトラブル

事業の後継者に事業用財産や
株式を相続させられず、事業
が円滑に承継できない

どうしてか……?

重要

そのために重要なのが

遺言書です。

遺言書には、自筆による方法もありますが、事後的なトラブルをなるべく防止するには**公正証書**によるのが望ましいといえます。遺言書により、**どの財産を誰に相続させるかを指定**することができ、これにより、例えば、**事業用の財産は後継者に相続させるなどのこともできる**わけです。

生前贈与などと組み合わせることにより、**相続税**のことも考慮し、円滑で合理的な相続や事業承継を検討しておく必要があります。特に、事業承継は、単なる個人的な問題にとどまらず、従業員らの生活をも含めた事業の基盤にかかわる重要な問題なのです。

ただし、最低限これだけは相続人として留保することを主張できる**遺留分**があり、これを遺言書などにより侵害している場合には、相続開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知ってから1年(知らなくても相続開始から10年)以内であれば、遺留分減殺権請求権を行使することができます。遺言書は遺留分を侵害して作成しても有効であり、また遺留分減殺権請求権の行使を受けなければ、遺言書通りの相続となります。他方で、遺留分減殺権請求権の行使を受けると、せっかく分割方法を指定していても、結局遺産分割協議をしなくてはならなくなることになります。

遺言書を作成する際には、このことをふまえて作成する必要があります。

相続や事業承継を円滑に行うために
遺言書作成などの相続対策の検討をお勧めします。



お問合せ **西山法律事務所** 弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平

TEL 052-957-1106 info@lwo.jp <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号 名城ビル6階(名城小学校西向かい)

執務時間:午前9時30分~午後6時 休日:土曜・日曜・祝日

